

第1章 はじめに

1. 公共施設等総合管理計画作成の背景

五島市(以下「本市」という。)は、平成 16 年に 1 市 5 町による合併をしており、学校、公民館、庁舎等の建物施設や、道路、上下水道等のインフラ施設(以下「公共施設等」という。)を多く保有することとなった。公共施設等の内、建物施設については、市民生活の基盤として公共サービスの提供施設として活用してきたが、5 割以上の建物施設が建築後 30 年以上を経過していることから、今後は維持管理・修繕・更新に係る多額の経費が必要になることが見込まれている。

しかしながら、本市では人口減少と少子高齢化が進んでおり、35 年先には人口の 4 割強が減少し、税収の減少と社会保障関係経費の増加が見込まれることから、公共施設等の維持や更新等に必要な財源の確保は、より一層困難なものとなってくる。これまでと同様の施設管理では、多様化する市民ニーズに対応したサービスの提供ができなくなることが考えられる。

このような公共施設等を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応するためには、施設の現状や課題を調査・分析し、市民ニーズを明らかにするとともに、その結果を踏まえた見直しを図り、公共施設等の安全性の確保及び効率的な活用が必要である。

平成 29 年 3 月に策定した「五島市公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)」は、これらの公共施設等を取り巻く現状と課題を踏まえ、公共施設の適正配置と有効活用の方向性を明確にし、今後の公共施設の在り方についての基本方針を示すことを目的としたものである。

令和 3 年度には第 1 期計画期間(2017～2026 年)の中間年を迎え、この間、総合管理計画に基づく「公共施設(建築物)の個別施設計画」及び「インフラ施設(道路・橋梁・上水等)の個別計画(長寿命化計画等)」を策定してきたが、今般、国からの「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂(平成 30 年 2 月、総務省通知)」において、総合管理計画の随時見直しによる公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進が求められていることから、総合管理計画の見直しを行い、改訂版(以下「本計画」という。)を策定するものである。

2. 計画の位置づけ

総合管理計画は、本市の最上位計画である「第2期五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略(令和2~6年度)」の下位に位置づけられる計画であり、本市の公共施設等の基本的な方針を示すものである。

なお、今回の総合管理計画の改訂を踏まえ、既存の個別施設計画等についても、必要に応じ、適宜見直しを行うこととしている。

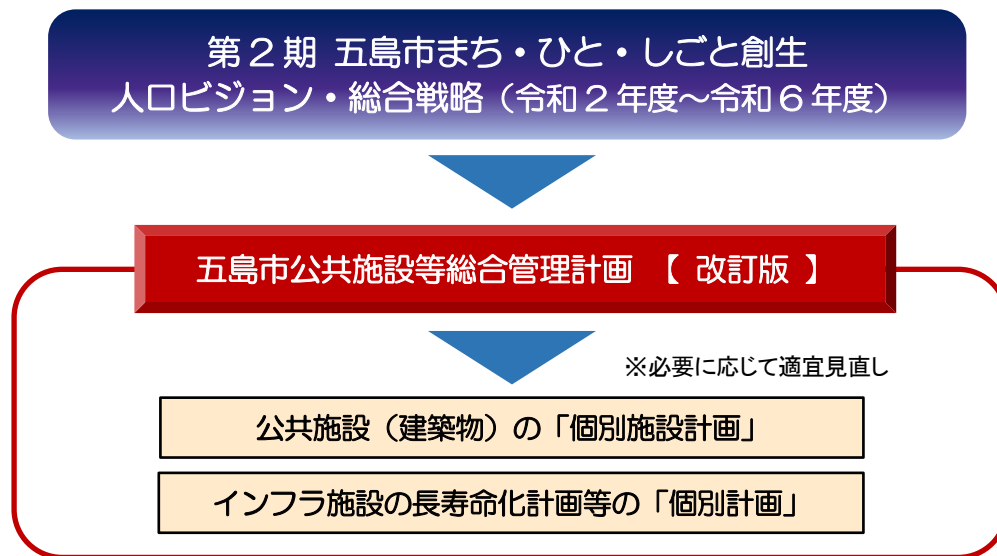


図 計画の位置づけ

3. 計画期間

公共施設等の寿命は数十年に及ぶため、中長期的な視点での保全計画が不可欠である。そのため、公共施設等の管理方針を策定するにあたっては、「40年間 2017(H29)~2056(R38)年度」を計画期間としている。また、当初の2017(H29)年度から2026(R8)年度までの「10年間を第1期」としており、各所管部署において個別施設計画及び長寿命化計画等の個別計画の策定を完了したことより、2021(R3)年度に中間見直しとしての改訂版を策定するものとした。今後、第2期~第4期においても、内容の見直しを適宜行うこととしている。

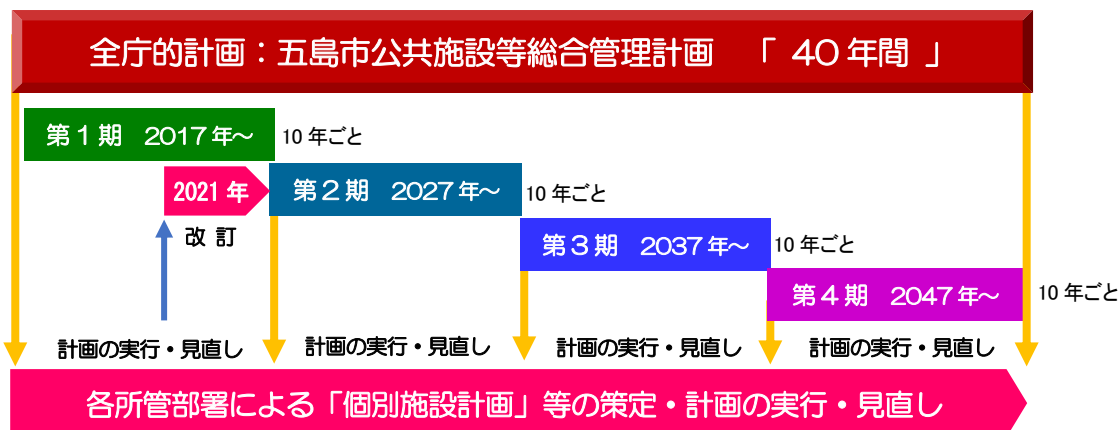


図 計画期間のイメージ